

# 電気工事に伴うガス供給設備の取扱いに関して 【電気工事業者関係者の皆様、ご注意ください!】

愛媛県消防防災安全課

オール電化等の電気工事をする際、ガス供給設備(都市ガス及びLPガス)を撤去、変更する場合には、必ずガス供給事業者へ連絡し、対応してもらって下さい。消費者から依頼された場合であっても、決して無断で撤去等しないでください。

無断で撤去、変更した場合には、法律違反になる可能性があります。

## 1. ガス事業法関係(都市ガス)

「ガス事業法」では、ガス供給事業者の承認を得ずにガス工作物の施設を撤去、変更する行為は、保安上の理由から制限されており、違反した場合、罰則規定が適用されることとなります。

消費者から依頼された場合であっても、ガス事業者の承諾を得ないで、ガス設備の撤去、変更を行なうことはできません。消費者の安全のためにも、電化工事などでガス設備の撤去、変更が必要となった場合は、必ずガス事業者まで連絡を頂きますようお願いいたします。

## 2. 液化石油ガス法関係(LPガス)

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液化石油ガス法)」では、消費者からのガス供給解除の申入れがあった場合は、LPガスの供給者は、自ら所有する供給設備を遅延なく撤去する義務が課されているところであり、かつ、第三者が撤去する場合は、消費者からの依頼であっても、液化石油ガス設備士でなければガス供給設備の取り外しができないことになっています。

また、充てん容器を取り外す場合は、自ら設置した充てん容器でない時は、その充てん容器を設置した販売事業者へ事前に連絡し、引き取ってもらわなければなりません。

### 【お問合せ先】

#### 1. ガス事業法関係

中国四国産業保安監督部四国支部 保安課 087-811-8589~8590

#### 2. 液化石油ガス法関係

住所地を管轄する県の各地方局へ

○東予地方局 総務企画部 防災対策室 Tel:0897-56-1300(内 212)

○中予地方局 総務企画部 防災対策室 Tel:089-941-1111(内 307)

○南予地方局 総務企画部 防災対策室 Tel:0895-22-5211(内 206)